



## 万引きは「犯罪」です！

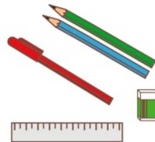
10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

万引きは、窃盗という犯罪です。見つかったから万引きした商品を返したり、お金を払っても、盗んだことに変わりはありません。友達に誘われたり、「1回くらいなら大丈夫」といった軽い気持ちで万引きをしてしまう子供たちがいます。



### 最初はこの理由

- 友達がしていたから
- 友達に誘われたから
- 一回くらいいいじゃない
- どうしてもほしかったから
- おこづかいが足りなかったから



### 万引きをすると

- 警察に捕まります。
- お店の人に迷惑がかかります。
- 家族にも迷惑がかかります。
- 万引きを繰り返しているうちに、罪の意識が薄くなり、様々な犯罪に手を出す可能性が高くなります。



## 万引きは絶対にしてはいけません！！

### 保護者の方へ

日頃から子供の様子や行動に関心を持ち、見慣れない物や高価な物を持っていた場合は、必ず確認するようにしてください。



## 春の高校野球開催における特別補導の実施



今年は3月23日（土）から阪神甲子園球場において、

### 第91回選抜高等学校野球大会

が開催されます。この開催期間中は、他の都道府県からも多くの来場者があり、中にはたばこを吸ったり、お酒を飲んだりする子供がいます。

そこで、当少年サポートセンターでは、大会期間中、関係機関と連携し、球場及び周辺に対する重点的な少年補導活動を行っていきます。

御理解、御協力をよろしくお願いいたします。